

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察

—本文分類の一つの手懸りとして—

村上學

前稿⁽¹⁾で八坂系卷一において第一類と第三類との関係について本文移動の微視的レベルからあれこれの仮説の提示をした。その目的は、類として積極的な統一性を主張できるか否か疑問視されている⁽²⁾八坂系第三類本文の性格の検討にある。卷一については、第三類の本文は第一類本文に百二十句本や一方系本文を混入して成立したものという単純化された通説では説明し切れないことを指摘し、両者は共通祖本にそれぞれ他系統の本文が参照されて成立しているのではないかということを推測した。この論旨自体、單に異議申立てに終始しているような印象を与え兼ねない微視的で限定された視野のものであり、かつ量的な制約によって、取り上げた個所は際立った相違を見せる個所のごく一部であった。本論では最初に論旨の不足を僅かながら補い、卷三の兩類本文の異同についてやはり微視的な本文移動の視点からの記述をしてみたいと思う。

なぜ本文の微視的な異同にこだわるのか。ひとつはわたくしの怠慢により、八坂系平家物語諸本文の全巻にわたる大局的な異同状況を把握しきれていないためであるが、ひとつは巨視的な立場から

章段レベルや、やや纏まとった量での本文でも、その有無や前後移動について記述しても諸本の本文継承関係の推定には限度があると考えるためである。纏まとった内容を持つ複数の章段、あるいは段落の有無や配列の相違を継承関係の析出を目的として論ずることは、それら本文がそれぞれの内部で論理的な整合性を持つ限り論者の「読み」によって決定的な相違が生ずる可能性を有する⁽³⁾。事実後に掲げる「足摺」後半や「中宮御産」末尾の一類本と三類本の記事配列と有無の相違は、章段・段落・文の各レベルにより質的な差異があるて、その「読み」が論者により大差が生じる事が充分予測できる。そのため、全体についての展望を欠くとか、例として掲げた部分だけに通用する推論だとか、揚足取りに終始するとかの非難を受けることを予想しつつ、論者の文芸的「読み」などに届かない語句異同のレベルの機械論理的な追求をなそうとするのである。

前稿からの順序からすれば、本稿では卷一について論すべきであるが、在来の諸論考では卷二の第三類本文は太山寺本のみが該当するとしており、かつ卷一で判断する限り、太山寺本の本文は第三

類の本文に多量に複数の他系統本文を混入させているから、資料として使用するには限界がある。従つて戦略上は複数の本が認められている卷三以降をとりあげて、その後それから推測される性質を有する本文を卷二について探し出すということになる。ただ卷三も松尾葦江氏の表によれば、加藤家本と高倉寺本、太山寺本しか残っていないという。そのうち加藤家本と高倉寺本が卷一で諸本と比較した限りでは他系統の本文の混入はないと思われる。卷三については高倉寺家本との微細に渡る校異を積み残しているので、不安を残しながら加藤家本を基準本文とし、高倉寺本を参照本文として使用することとした。微視的なレベルでの論述のため、以下は長々と本文を列挙することとなる。

—

第一類と第三類の本文の性格の差は卷第一と卷第三で基本的には共通している。前稿で記載する余裕がなかつたので、ここに卷一から平凡な個所を抽出して掲げることとする。「御輿振」の一節である。

一一①

(加藤家本) 源平両家大将軍、臨時之勅を承て大衆を防ぐ、平家には小松内大臣重盛公三千余騎にて、大宮西、陽明・待賢・郁芳門を固らる、源氏^ハ源三位頼政卿三百余騎にて縫殿の陣、多智門をそ固ける、大路はひろし、勢すくなし、間はらにそ見えた

りける、大衆無勢成に依て縫殿の陣より神輿を振奉らんとす、既押入とする間、⁶⁻³ オ頼政馬よりおり、甲をぬき、神輿を拝し奉、郎等皆如此、大衆の中へ使者を立て申送旨あり、

(高倉寺本) 源平両家の大将軍、臨時之勅を承て、大衆を防ぐ、平家には小松内大臣重盛公、三千余騎にて、大宮西、陽明・待賢・郁芳門を、固ける、源氏には、源三位頼政、馬よりおり、甲を抜、神輿を拝し奉、郎等皆のことし、大衆之中へ、使者を立て申をくる旨あり、(高倉寺本ハ脱文ガアル。前稿一一④で指摘した)

(三条西本) くわうきよ^{7-8オ}にはけんへいりやうかの大しやうくん、ちよくをうけたまはりて、^A四方のちんをかためて、大衆をふせく、平氏には小松殿三千余きの勢にて、ひんかしおもて、やうめい・たいけん・いうはう、^B三の門をかためらる、^B左衛門のかみよりもり一千よきにて、南のちんをかためらる、平宰相教盛千よきにて、にしの門をかためらる、源氏には大内の守護源三位頼政、^Cわたなへたう、はふく・さつく・となうなどをはじめとして、つかうそのせい三百よき、^Dきたおもて^{7-8ウ}ぬいとのゝちんをかためたり、おほちはひろし、せいはすくなし、^Eのものほかにまはらにこそみえ(こそ)たりけれ、大衆ふせいなるを^Eめにかけて、神輿をぬいとのゝちんよりふりたてまつらんとす、^Fすべてにかうとみえけるに、よりまさのきやう、^Gいかゝおもはれけん、かふとをぬき、ゆみをはつして、

神輿をはいしたてまつる、大しやうのかくしけるうへは、いゑ
のこらうとう日三百よきもしたかてかくのことし、 イよりまさ
のきやういさゝか衆徒の中へ申しをくるむねあり、」79オ（中
院本丸括弧内左傍線部異文）

（屋代本） 皇居閑院殿ニテ坐シケレハ、御輿ヲ閑院殿へ向奉ル、源
平両家ノ大將軍、臨時勅ヲ承テ大衆ヲ防ク、平家ニハ小松内大臣
臣重盛、三千余騎ニテ東西南ヲ固メラル、源氏ニハ大内守護ノ
右京大夫頼政三百余騎ニテ二条面縫殿陣ヲソ固メケル、大地ハ
広シ、勢ハ少シ、マハラニコソ見タリケレ、大衆無勢タルニヨ
テ、縫殿陣ニ御輿ヲ向奉ル、既ニ押シ入ラントスル間、頼政甲
ヲ脱キ、弓ヲ平メテ神輿ヲ拝シ奉ル、郎等皆如レ此、大衆ノ中
ニ使者ヲ立て、申送旨アリ、

（百二十句本） 皇居ハ、閑院殿ニテマシヽケレハ、御輿ヲハ、閑
院殿へ向ケ奉ル、源平両家ノ大將軍、臨時ニ勅ヲ承テ、大衆ヲ
防ク、平家ニハ、小松内大臣重盛公、二千余騎、」本三位中将
重衡卿、一千余騎、都合、三千余騎ニテ、陽明・待賢・遊坊ノ
東西南門ヲ固メラル、源氏ニハ大内ノ守護源兵庫頭頼政、三百
余騎ニテ、二条面、縫殿ノ陣ヲソ固タル、大路ハヒロシ、勢ハ
スクナシ、間荒ニコソ、見ヘタリケレ、大衆、無勢タルニ依テ、
縫殿ノ陣ニ御輿ヲ向ケ奉ル、既ニ押シ入ントスル間、頼政馬ヨ
リ下リ、胄ヲ脱テ、神輿ヲ拝シ奉ル、郎等皆、如レ此、其ノ
日、大衆ノ中へ使者ヲ立て、申シ送ル旨ネ有リ、

（延慶本） 其時ノ皇居ハ里内裏、閑院殿ニテ有ケルニ、既ニ神輿ヲ
二条烏丸、室町辺ニ近キ御ス、其時平氏ノ大將ハ小松内大臣重
盛公、俄事ナリケレハ、直衣ニ柏サシハサミテ、（武装描寫省
略）伊賀伊勢両国ノ若党共三千余騎相具セラレタリ、東面ノ左
衛門ノ陣ヲ固タリケリ、源氏ノ大將兵庫頭頼政ハ、（武装描寫
省略）連ノ源太、授、省、競、唱ヲ始トシテ、一人当干ノハヤ
リ男ノ若党三百余人相具シテ、北ノ陣ヲ固メタリ、神輿彼門ヨ
リ入給ヘルキ由聞エケレハ、頼政馬ヨリ下テ甲ヲ脱ク、大將軍
カクスレハ、家子郎等モ又如此、大衆是ヲ見テ、様有ラムトテ、
暫ク神輿ヲ昇留タテマツル、頼政カ郎等、渡部ノ競ノ滝口ヲ召
テ、大衆ノ中へ使者ニ立ツ、

第三類本の本文（加藤家本）が屋代本や百二十句本と近い（百二
十句本そのものを忠実に取り込んだものではないことは、加藤家本
の点線部、百二十句本の点線部がそれぞれ百二十句本、加藤家本に
共通しないことで、いちおう言える）のに対して、第一類本の本文
は二重傍線部ならびに太線部の説明的な部分があつて多少遠い。し
かし、この部分が単なる敷衍ではないことが、太線部が延慶本の独
自本文と共通することで知られる。延慶本を古態とする前提に立つ
限り、この現象を説明する仮説は両類本とともに混態・敷衍を考えな
い限りは次の二つであろう。一類・三類本が延慶本のような全体に
大幅に異なる共通本文からそれぞれ無関係に成立した可能性は、両
類の共通本文の多さを考えれば全くなない。

一、一類本は屋代本や百二十句本の共通祖本より一段と延慶本に近い原初的な語り本を基として成立した八坂系アルヘティープ段階の本文である。三類本はそれを基として多くの部分を

屋代本や百二十句本に近い本文に置き換えた。

この仮説(三類派生説)は、八坂系で一類と共に多く存在する二類本文が一類系の本文を下敷にして成立していること、三類本文と判定されている本文が全巻にわたっては現存しないということから一見可能性が高い。通説たるゆえんである。しかしここに限つて言えば、置換説は一類・三類の共通異文(破線部)「ふりたてまつらんとす」の説明が苦しくなる。更に三類本文が巻一の大半の個所で屋代本・百二十句本の本文と極めて類似している現象を「大幅に参照した」として説明し去つていいか、量的な多さから常識的にはためらわざるを得ない。

二、一類本・三類本文共通祖本(八坂系本文のアルヘティーピー)が、屋代本・百二十句本に極めて近いが一段と古い段階で派生し、三類祖本はそれをあまり手を加えない形で継承し、一類本は延慶本等を参照しつつ敷衍をして成立した。

この仮説(一類派生説)も、一類本がそのような細かく面倒な作業を行つて本文を作り上げた可能性がどれだけあるのか疑問だとう常識的な観点からの非難を避けられない。しかし、AからIまでの一類本独自の部分(二重傍線部)がB(出所未詳)を除くほぼすべて敷衍の辞句であることは無視できない。

いずれにせよ、先述の前提に立つ限り両説ともに難点があるのである。
右に掲げた一・三類本文の基本的性格は巻三でも認められるか、検証しなければならない。例を二つアト・ランダムに抽出して掲げる。ひとつは比較的両類本文が近接している例。「赦文」の一部である。

二

(加藤家本) 抑冷泉院御物狂敷おはしまし、花山院の御位をさらせ
給しは、元方の民部卿の☆怨靈はおそろしき」^{10ウ}事なれば、
早良の廢太子は崇道天皇と号し、井上内親王をは皇后の職位ニ
補す、是皆怨靈を有られし事とそ承、^A入道相国生靈も死靈も
宥らるへしと聞えしかば、平宰相折を得て小松殿に参して申さ
れけるは、中宮御産の御祈様々に候らん也、何と候共、人の愁
をやめられたらん程の事は候はし、中にも鬼海か嶋の流人共召
帰されたらん程の功德善根は争か候へきと申されければ、小松
殿^{一一オ}誠にさこそ思食候らめ、重盛とても見放へきにあらず、
申てこそ見候はめとて、入道相國の御前へ参して申されけるは、
中宮の御惱の事、承及候如は、大納言の死靈など申候、成親か
死靈宥られんと思召れ候はんにも、生て候成経をこそ召かへさ
れ候はめ、人の願を満させ給候は、御願も成就し、人の思を止

させ給候は、思召事も叶、中宮皇子御誕生有て、家門の栄花は
弥々盛には候へしなと申されければ、いつれの事」^{1-1ウ}よりも
皇子御誕生の事、心行て、入道相國日來²も似す、事外に和きて、
さて俊寛康頼法師か事は如何、其も同敷召こそ返され候はめ、
若一人も留られんは、中³く罪業たるへく候と申されければ、

(高倉寺本) 抑冷泉院、御物狂敷、をはしまし、花山院の御くらる
を、去せ給しは、☆早良の、廢太子は、崇道天皇と号し、井
内親王^ヲは、皇后の職位に補す、是皆怨靈を、宥られし計事
とそ承、^A入道相國、生靈も、死靈も宥らるへしと、聞えしか
は、平宰相折を得て、「^{1-2ウ}小松殿に参して、申されければ、
中宮御産の、御祈さまま^ヘに候はん也、何と候とも人の愁をや
められたらんほとの事候はし、中にも鬼海か嶋の流人ともめし
かへされたらんほとの、功德善根は争か、候へきと申されければ、
は、小松殿實にさこそ思食候らめ、重盛とても、見捨へきにあ
らず、申てこそ見候はめとて、入道相國の御前へ、参して申さ
れけるは、「^{1-3オ}中宮の御惱の事、承及候如は大納言の死靈な
と申候、成親か死靈宥られんと思食候はんにも、生て候成経
をこそめしかへされ候はめ、人の願を満させ給候は^ヘ、御願も
成就し、人の恩をやめさせ給は^ヘ、思食事も叶、中宮皇子、御
誕生有て、家門の栄花は、弥々盛に候へしなと、申されければ、
いつれの事よりも、皇子御誕生の事に、心行」^{1-3ウ}て、入道相
國、日來にも似す、事ノ外に、和きて、さて俊寛康頼法師か事

は、いか^ヘ候、其も同めしこそ還され候はめ、もし一人も留ら
れんは、中³く罪業たるへく候と、申されければ、

(三条西本) くわさんのほふわうの御世^ヲをいとはせたまひ、れいせ
んのゐんの御物くるはしかりしは、もとかたのみんふきやうか
りやうなり、又三^テてうのいんの御めも御らんせざりしは、くわ
んさんくふかりやうなり、されはむかしもおんりやうはおそろ
しき事なるにや、こし(因^レ茲)さうらのはいたいしをは、し
ゆたうてんわうとかうし、ゐかみのないしんわうをは、くわう
こうのしきるにふす、これ」^{2-5オ}ひとへにおんりやうをしつめ
られしはかりこと^ヘそけたまはる、かゝりけるおりをえて、
かとわきのさいやうのりもりのきやう、うちのおと^ヘの御も
とにおはして申されければ、中くう御さんの御ためにさまく
の御いのりともの候なる、いつれと申とも、大しやにすきたる
事は候まし、^Bさらんにとりては、きかいかしまに候なりつね
のあそんをめしかへされたらん程のせんこんくとくはいかでか
候へきと申されければ、おと^ヘ、そのきそくをこそよきやう
にうか^ヘい候はめとて、入たう」^{2-5ウ}の御まへにまいりて、申
されけるは、たんはの少将か事をさいしやうのあなかちになけ
き申され候は(候カ)、けにもふひんにおもひ候、まことにな
りちかのきやうかしりやうをなためられ候はむにつけても、い
きて候なりつねをめしかへされたらん^D程の御きたうはいかて
か候へき、人のなげきをやめさせ給は、御くわんもかならし

やうしゅし、人のうれへをかなへさせ給は、_E御さんへいあん、わうし御たんしやうありて、かもんのゑいくわいよ／＼ひらけ候へしなと、さま／＼に申されたり」²⁶オければ、入たうFさしも曰ころはよこかみをやられるか、事のほかにやはらき給て、_Gさて少將をはめし返すへきこさんなれ、それについては、しゆんくわんやすよりほふしか事はいかにとの給ければ、それもHどうさいにて、おなしへいしよに候へは、ともにめしこそかへされ候はめ、一人もIしまにのこされん事、中／＼さいこうのいんゑんたるへしと申されたりければ、(文禄本左傍線部に丸括弧ノ異同アリ)

※太山寺本は一類本文。

(屋代本) 抑冷泉院ノ御物狂ハシク坐々、花山法王ノ御世ヲイトハセ給シハ、元方民部卿ノ靈トカヤ、三条院ノ御目モ御覽セサリシハ、寛算供奉カ靈ナリ、昔モ今モ怨靈ハ怖ロシキ事ナレハ、相良廢太子ヲハ崇道天皇ト号シ、伊上内親王ヲハ皇后職位ニ補ス、是皆被宥怨靈謀トソ承ル、中宮御參ノ御タメニ様々ノ御祈共可レ有ト聞ヘシカハ、丹波少将ノ姑平宰相教盛、小松殿ヘ御」⁸坐シテ、中宮御産ノ御為ニ御祈トモ可レ有ト承候、何ト申候共、過大赦事可レ有トモ覚へ候ハス、中ニモ鬼海嶋ノ流人共召返サレタラム程ノ功徳善根ハ争力候ヘキト申サレケレハ、小松殿、誠ニサコソ思ハレ候ラメ、能々申テ見候ハント宣給ヘハ、宰相ヨニモウレシケニテ出ラレヌ、宰相返レテ後、小

松殿、入道相国ニ参テ被申ケルハ、宰相ノ丹波小将カ事ヲ強ニ_D「歎」被申候コソ余不便ニ覓候ヘ、中宮御惱ノ御事如承及、一向成親卿カ死靈」⁹ナト申候、彼大納言死靈ヲ被宥ニ付テ、先生テ候小将ヲコソ被召返候ハメ、其ニ付テモ、人ノ思ヲヤメサセ給ハ、思食事モ叶ヒ、人ノ願ヲ叶ヘサセ給ハ、御願モ必成就シ候ヘシ、サランニ取テハ、中宮王子御誕生有テ、家門ノ栄花弥開候ヘシナト申サレケレハ、太政入道不レ似日來、殊外ニ和キ給テ、サテ々々俊寛ヤ康頼法師カ事ハ如何ニト宣ヘハ、^②其モ同ク召コソ返サレ候ハメ、若一人モ留ラレタラムハ中々只可レ為罪業候ト被申ケレハ、

①百二十句本「歎」あり ②「其モ」百二十句本なし

(延慶本) 依レ之入道相國、_A死靈生靈共ニ輕カラス、ヲトロクシク聞給ケレハ、宥ラルヘキ由ノ御政アルヘント計申ル、門脇宰相ハ、イカナル次モカナ、丹波少将カ事申宥ムト被思ケルカ、此ノ折ヲ得テ、急キ小松内大臣ノ許ニオワシテ、御産ノ御祈ニサマ／＼ノ攘災行ハルヘキ由聞ユ、イカナル事ト申ストモ、非常ノ大赦ニ過タル事有ヘカラス、就中成經召返サレタラム程ノ功徳善根ハ争力有ヘキ、大納言カ怨靈ヲ有ムト思食ムニ付テモ、生タル成經ヲコソ被召返候ハメ、此事執申サシトハ思ヒ候ヘトモ、娘ニテ候者ノ(中略)成經カ事、可然様ニ執申サセ給テ、赦免ニ申行セ給ヘト、泣々クトキ申ケレハ、小松大臣涙ヲ流テ、子ノ悲サハ重盛モ身ニツミテ候ヘハ、サコソ被思食候ラメ、ヤ

ガテ申候ヘシトテ、八条へ渡リ給テ、入道ノ氣色イタク悪シカ
ラサリケレハ、宰相ノ成經カ事ヲ強ニ被歎申候コソ、不便ニ覚
候ヘ、尤御計有ヘシト覺候、中宮御産ノ御祈ニ定テ非常ノ大赦
行ワレ候ワムスラム、其内ニ入レサセ給ヘク候、宰相ノ被申候
様ニ、誠ニ類ナキ御祈ニテ有ムスラムト覺候、大方ハ人ノ願ヲ
満サセ給候ハ、御願成就疑有ヘカラス、御願成就セハ、魔王
御誕生アリテ、家門ノ榮花弥盛ナルヘシト、細々ニ申給ヘハ、
入道今度ハ事ノ外ニ和テ、ケニモト思ワレタリケニテ、サテ俊
寛康頼カ事ハイカニ、ソレラモ免レテ候ハ、可然コソ候ハメ、
一人モ留ラム事ハ中々罪業タルヘシト覺候ナムト被申ケレトモ、
(諸本に共通しない独自部分には本来波線を施すべきだが省略
した)

一類本を参照すれば、加藤家本は☆の個所に目移りによる脱文が
ある。高倉寺本の☆☆の部分の脱文は、加藤家本のような脱文によ
る文脈の乱れを避けるために更に省略したものと思われる。太山寺
本はこの個所が一類本文のため参考にならない。三類本のAは延慶
本の文脈を異にするところと一致する。BからJまでの独自異文
(「重傍線部」)は先掲卷一「御輿振」と同様の説明敷衍が大部分で
あるが、Hは『源平盛衰記』卷九「宰相申預丹波少将」の該当部分
に「其モ同罪トテ同配所ナレハ、俱ニ御免アラメ」とあるのと近似
する。ただしこの他の独自異文は源平盛衰記とは一致しない。ま
た「かとわきのさいしやうのりもりのきやううちのおとゝのもとに」
||

の部分は覚一本「門脇の宰相か様の事共伝へきて小松殿に申され
けるは」の呼称と同じだが、他の部分では三条西本の異文と覚一本
の独自本文が一致する所はない。全体として屋代本・百二十句本と
の共通異文(細い傍線部)を多く持つのは三類であり、一類は「大
しやにはすきたる事は候まし」のみと言える。その意味で三類本は
屋代・百二十句本に近く、一類本はより異同が多いことは否めない。
一類と三類との本文異同はこの後の「足摺」「中宮御産」にかけ
て甚だしい。そこでも三類本が屋代・百二十句本に近く、一類本は
本文異同のみならず記事の配列に至るまでこの二本とは大差がある。
ただし、右の二例に見られた両類の本文の傾向の差は基本的には同
じである。「足摺」の末尾を掲げる。この例の一部は既に松尾氏が
掲げている⁽⁵⁾。

二一②

(加藤家本) 少將、さこそ思はれ候らめ、乗奉て上へく候へ共、都
の御使叶ましき由申うゑ、めされなきに三人ながら嶋を出ける
など聞え候は、中々悪候なん、成經罷上候て、人々にも
申合、入道相國の氣色をも伺奉りて、迎人を奉らん、此度
こそ漏させ給共、終になとか赦免なくて候へき、b何としても
命こそ大切の事なれ、構音信あらんまではe日來を¹⁵
りくては乗、荒増事をそせられける、少將の形見には夜の

衾を留置、康頬入道の形見^二、本尊持経をそ残しける、既に續解て押出す、^三僧都綱に取付て、腰^一成、脇^一成、たけの立までは引行、たけもをよはす成ければ、舟はたに取付て、⁴さて俊寛をは捨給かや、是のせて行、くして」¹⁶オ行とて、をめき叫給へ共、⁵御使いかにも叶ましとて、取付たる手を引放て、舟をは終^一漕出す、僧都せんかたなくて、⁶渚に帰て、幼^一者^一の母や乳母の跡を慕やうに足摺手摺をして泣^一悲み給へ共、漕舟の習にて、跡は白浪ばかりなり、未^一漕^一出ぬ舟なれ共、涙に暮て見えざりければ、沖の方を招きける、彼松浦さよ姫は唐し舟を慕つゝ、ひれ臥けんも角やと見て哀也、舟も漕^一隠^一、日も暮ければ、⁷あやしの」¹⁶ウ臥土へも帰らす、浪に足打洗せて、⁸露にしほれつゝ、其夜はそこにそ明しける、⁸さり共少将は情ふかき人なれば、能様^一申さんすらんとて、憑をかけ、其瀬に身をも擲さりし心の程こそ沫なけれ、⁹彼早離速離か海岸山に放れたりけんも是には過しとそ見えし、少将は鬼海か鳴^一出、

(高倉寺本ホボ同文)

(三条西本) 少将さそおほしめされ候らん、^A_①めしかへさるゝうれしさもさる事にては候へとも、^B一人しまにとゝまらせ給いたはしさ、申はかりも候はす、されはふねにのせたてまつり、九こくの地までくしまいらせん事はいとやすき事にて候へとも、御つかひもかなふましきよしを申候うべ、ゆるされもなきに三

人ながらしまをいてたるなときこえ候ては中^一あしく候なん」

³⁻¹オなりつねみやこにのほりて、人々にも^Cよきやうに申入奉り、「入道」しやうこくの心をもうかゝい、^Dそれより人をむかへにたてまつるへし、^Eたといいまこそのそかれさせ給て候とも、つるにしやめんなくてしもや候へき、^Fあひかまへてよしなき事ともおほしめしたて、^Gみやこのつてをもまたせ給へなど、^Hやうへにこしらへ給へとも、^Iそうつは猶たえしのふへき心もし給す、^Jさる程にしゆんふういてきければ、^Kふねをいたすに、^L少将のかたみには夜の」^Mふすまをのこし、はんくわん入たうのかたみには一ふのほつけきやうをとゝめけれども、^Nそうつはなくさむ心もし給す、^Oふねにのりてはおり、をりてはのり、あらまし事をそせられける、^P御つかひ^一御ゆるされも候はさらんには、いかてかめさるべきとて、あらゝかにをいおろしたてまつりて、やかてふねをはいたしけり、^Qそうつは^Rなをふねのともつなにとりつき給てこしになり、わきになり、^Sちからのおよぶ程はひかれて^Tおはしたれとも、たけさへたゞすなり」³²オしかば、^Nつるにふねをはなれにけり、⁶なきさへかへりて、をさなきものゝはゝやめのとをしたふやうに、⁴⁰じれくしてゆけや、これのせてゆけとて、をめきさけひ給へとも、こきゆくふねのならひにて、あとはしらなみはかりなり、^Pいく程こきへたらねとも、涙にくれてみえされは、おきのかたをそまねきける、かのまつらさよひめは(か) もろこしふねをしたいつゝ、ひれふしたりけ

る。わかれも、これにはすきしとそみえし、⁸さりとも少将のなさけおはする」^{3,2}ウ人なれば、よきやうに申されんすらんとたのみつゝ、そのせに身をもなけさりし、心の程こそうたてけれ、^Rその夜は⁷あやしのふしとへもかへり給す、なみにあしたちあらはれて、^sむなしくそこにあかされけり、^Tてんにあをいてかなしめは、まつぶくかせそこたへける、地にふしてなげゝは、きしうつなみそをとつれける、少将うらつたい、しまつたいして……（文様本角括弧内あり、丸括弧異文）

（百二十句本）少将誠ニ、哀ニ覚ケル間、真サコソ思ハレ候ラメ、ヤカテ打乗セ奉テモ、上リタウハ候ヘトモ、都ノ御使、叶フマシキ由ヲ、頻ニ申候フ、其上、免レモ無キニ、三人ナカラ、嶋ヲ出タリナント聞ヘハ、中々悪シウ候^ヒナン、成経罷上テ、人々、ヨク^ク申シ合セ、入道^ノ氣色^ヲ伺ヒ、迎二人ヲ奉ラン、^b何トシテモ、命ハ大切ノ事ニテ候ヘハ、^a此度コソ、漏サセ玉ヒテ候トモ、遂ニハナドカ、赦免無テ候ヘキ、^{②d}悲ノ余ニ堪ヘス、水ノ底ニモ身ヲ投ンナド仰ラル、事、返々、有ヘウモ候ハス、相構テ、^{e_1}日來ヲワセシヤウ^ニ思成シテ、^{e_2}都ノ音信ヲ相待玉ヘト、誘^ヘ慰玉ヘトモ、堪ヘテ有ヘキ心地モシ玉ハス、^[既ニ]船出スヘシトテ^{ヒノキ}鬧^ケレハ、¹俊寛僧都、乗テハ下リ、^タ乘リ、荒増事ヲセラレケル」⁷ウ少将、判官入道モ、目モアテラレス^ゾ覺ヘケル、「少将ノ形見ニハ夜^ノ衾^ヲ残シ置キ、判官入道ガ形見ニハ、一部ノ法華經ヲソ留ケル、誠ニ、

（覚一本）少将、「まことにさこそはおほしめされ候らめ、^①我等かめしかへざるゝうれしさはざる事なれ共、御有様を見をき奉るに、さらに行へき空も覺す、うちのせたてまても上りたう候か、都の御使もかなふましき由申うへ、ゆるされもないに、三人なから島を出たりなど聞えは、中々あしう候なん、成経まつ罷のほて、人々にも申あはせ、入道相國の氣色をもうかゝうて、

纏ヲ解テ推出セハ、³僧都綱ニトリツキ、腰ニ立チ（ナリ）、脇^一タチ（ナリ）、長ノ立^二及^ハ引レテ出ツ、長モ及^ハサリ（不^レ及成）ケレハ、綱ヨリ船ニ躍付キ、⁴サテイカニ、各ハ終、俊寛ヲハス^テハテ玉フカ、具足シテノセテ行ケト、^ヲ呼玉ヘトモ、⁵御使イカニモ、叶フマシキトテ、取付タル手ヲ引放テ、船ヲ遂ニ推出ス、余リノセンカタナサニ、汀ニノボリ倒レ伏シテ（⁶諸ニアカテ）、幼稚者ノ、乳人ヤ母ナトヲ戀フヤウニ、是イカニセント悲玉ヘトモ、漕行舟ノ習ニテ、跡シラナミト成ニケリ（跡ハ白浪ハカリナリ）、未漕出サ、ル船ナレトモ、涙ニ陰テ見ヘサリケレハ、奥ノ方ヲソ招ケル、彼^ノ松浦小夜姫ガ、唐船ヲ戀（シタヒ）ツ^ヘ、^{ヒレフ}傍伏ケンモ、カクヤラント覺テ哀ナリ、船モ漕隠レ、⁵日モ暮ケレハ、葦屋ノ（⁷アヤシノ）伏土ヘモ坂ラス、浪足^ハ打洗セテ、其夜ハソコニソ明サレケル、⁸早晚マデノ」⁸オ露^ヘ命ヲ惜ツ^ヘ、其瀬ニ身ヲモ投サリシ、心ノ程コソ憂^ケレ、少将ハ、鬼海嶋ヲ出テ、浪風ヲ凌キ、……（屋代本丸括弧内ハ異文、角括弧内ノ増文アリ）

むかへに人を奉らん、其間は。此日ころ、おはしつる様におもひなして待給へ、¹何としても命は大切な事なれば、²今度こそもれさせ給ふ共、つるにはなとか赦免なうて候へき」となくさめたまへ共、人目もしらす泣もたえけり、既に船出すべしとてひしめきあへは、³僧都のてはおりつ、おりてはのつ、あらまし事をそし給ひける、⁴少将の形見にはよるの衾、康頼入道か形見には一部の法花経をそとゝめる、ともつなといてをし出せは、⁵僧都綱に取つき、腰になり脇になり、たけの立まではひかれて出、たけも及はす成ければ、舟に取つき、⁶さていかにをのく、俊寛をは遂に捨はて給ふか、是程とこそおもはさりつれ、日比の情も今は何ならず、たゞ理をまけてのせ給へ、せめては九国之地までとくとかれけれ共、⁷都の御使、いかにもかなひ候ましとて、取つき給へる手を引のけて、舟をはつるに漕出す、僧都せん方なさに、⁸諸にあかりたふれふし、おさなき者のめのとや母なとをしたぶやうに、足すりをして、是のせてゆけ、具してゆけとをめきさけへ共、漕行舟の習にて、跡はしら浪ばかり也、いまた遠からぬ舟なれ共、涙に暮て見えさりければ、⁹僧都たかき所に走あかり、澳の方をそまねきける、彼松浦さよ姫か、もろこし舟をしたひつゝひれふりけんも、是には過しとそみえし、舟も漕かくれ、¹⁰日も暮れ共、¹¹あやしのふしとへも帰らす、浪に足うちあらはせて、¹²露にしほれて、其夜はそこにそあかされける、¹³さり共少将はなさけふかき人な

れは、よき様に申す事もあらんすらんと憑をかけ、その瀬に身をもなげさりける心の程こそはかなけれ、¹⁴昔壯里息里か海岳山へはなたれけんかなしみも、今こそ思ひしられけれ、

御産

去程に此人々は、鬼界か島を出て、平宰相の領肥前国鹿瀬庄に着給ふ、……

太山寺本はこの個所覧一本の本文。

★延慶本の該当独自本文（各文末の数字は勉誠社版の頁行）

(1) 少将泣々宣ケルハ、誠ニサコソ被思食候ラメ、成経カ上ル
ウレシサハサル事ナレトモ、御有様ヲ見置奉ルニ、更ニ行
ヘキ空モ覚ス、御心ノ中、皆押ハカリテ候ヘトモ、都ノ御
使モ叶マシキ由ヲ申ス上、(二三九—1)

(2) イカサマニモ御身ヲ投テモ由ナキ御事ナリ、只イカニモシ
テ今一度都ノ音信ヲモ聞ムトコソ思食レ候ハメ、其程ハ日
来オワセシヤウニ思テ待セ給ベト、且ハナクサメ、且ハコ
シラエラレケレハ、(二三九—8・10)

(3) サル程ニ順風ヨカリケレハ、僧都ノモタヘコカレケルヒマ
ニ、ヤワラ共繩ヲトキテ漕出ムトスルニ、(二四〇—6)
(4) 未コキカクレス船ナレトモ、涙ニクレテコキ、ヘヌトミヘ
ケレハ、岩ノ上ニ登リテ船ヲ招キケルハ、(二四一—3・

4)

(5) 奥ノ方ヲマホラヘツ、露ニシホヌレ、波ニ足打アラハセ

テ、(二四一—7)

⑥日ステニ暮ニケレトモ、アヤシノ臥床ヘモ立帰ヘキ空モ覚
ヘス、(二四一—6)

⑦昔、早離速離カ南海ノ絶島ニ放レタリケムモ、是ニハスキ
シトソ覚シ、(二四一—11)

★記事の前後と出入

成経の慰め言の後半

加藤家本 a・b・c・e

三条西本 a・d・e2

百二十句本 b・a・d・e1・e2

覚一本 e・b・a

延慶一本 b・a・d・e1・e2

(全体は百二十句本と量的な差あり)

源平盛衰記卷九ハ類似ノぶろつとハアルガ同文ナシ

赦免船出発時の俊寛の言動

加藤家本 1・2・3・4・5・6・7・8

三条西本 2・1・5・3・6・4・8・7

百二十句本 1・2・3・4・5・6・7・8

覚一本 1・2・3・4・5・6・7・8

延慶一本 2・(5)・1・3・4・6・7・8

(5)ハ類似ぶろつと

源平盛衰記2・(5)・3・6・8

源平盛衰記2・(5)・3・6・8

(5)ハ類似ぶろつと

三類本に比して一類本が説明敷衍の増補(A→Tの二重傍線部及び太い傍線部)を多く持つことが見て取れる。かつその中に延慶本と共通の異文(太い傍線部)が含まれている点も、前掲一(1)の「御興振」と類似する。ここでも一類本から三類本が直接派生したこと考えることは、右に掲げた記事の前後と出入の例、特に後者で語り本諸本間の前後出入の様相が一類本のみが異なることからは躊躇される。記事の前後関係が一類本と類似するので、延慶本と源平盛衰記の記事の前後を付載したが、両本の本文は一般の語り本とも一類本とも記事量ならびにプロットに大差があり、語り本のいずれかとの繋がりを推測することはできない。なお、三類本に或いは一方流本文の影響があるかもしれないことが、eの他、加藤家本「足摺手摺をして」および「海岸山」の辞句が一方流や源平盛衰記の「足すりをして」「海岳(岸)山」と類似することで推測される。三類本文と一方流本文との交渉のあった明確な証例は後に掲げる。

三

右の一例は無作為に抽出した個所である。この一例には一類と三類が共通して百二十句本や一方流に対立する異文を持つ個所を見つけることができなかった。本文の微細なレベルでの異同について同じ状況が卷三の隨所(特に前半)に見出せる。また『平家物語八坂系諸本の研究』資料編所収「八坂系平家物語本文判別マニュアル」

に記載された五項目でも加藤家本は屋代本・覚一本と共通して一類と対立している。従って三類本と一類本とを併せた八坂系本文なるもの（共通祖本）を成立させる共通異文があるか否かを問題にしなければならない。

兩類が共通して屋代本・一方流に対立する個所は章段の有無から本文のやや微細なレベルに至るまでいくつかある。

章段レベルでの位置の前後は卷三では六「中宮御産之事」以下の記事で著しいが、最初に現われるのは「信濃善光寺事（善光寺炎上）」の章段の位置である。八坂系ではこの章段は一・二・三類に共通して「山門学匠堂衆合戦事（山門滅亡）」の次に置かれている。この章段は屋代本・百二十句本には欠け、覚一本は「山門滅亡」堂衆合戦・山門滅亡と併せて卷二に存する（太山寺本は「山門滅亡」堂衆合戦・山門滅亡）を卷二に置き、この章段はない。判別マニュアル卷二にはこのことを含む巻末の異同についての指摘はあるが、高倉寺本が掲げてないので卷三との関わりは表から読み取れない）。ここでの一・三兩類の異同状況は他の個所と同様である。該当個所を掲げる。

三一①

（加藤家本）八日は薬師の日なれ共、南無と唱る聲もせず、卯月は垂迹の月なれ共、幣帛を捧る人もなし、赫の玉垣神さひて、しめ縄のみそ残らん、^①古き人／＼の申あはれけるは、^A王法傾かんとては、^B佛法盡さんとては、^C佛法先亡すると云々、されは皇法の末成

上の聞えアリ、彼如來と申は、昔中天竺^{シナ}舍衛國に五種の⁷惡病起て人民悉く滅し時、月蓋長者か祈精によりて、釈尊目連御心を一にして、龍宮城より閻浮提金を得て鑄写し給^{ヘリ}、一撃手半の弥陀の三尊、閻浮提第一の靈像也、仏滅度の後、天竺に留まします事五百歳、仏法東漸の理にて、百濟國（百濟國）にて一千歳、其後^②我朝接津國難波の堀江にして暫^ハやすませり已來、^⑤治承の比までは五百八十余年なる（也）、^⑥角日出度給ひしを、推古天皇の御宇に及て、信濃國箕内郡と云所に大野の^③東人^④本大（本太）善光是を^④取奉て安置し奉りしより已來、^⑤治承の比までは五百八十余年なる（也）、^⑥角日出度かりし靈仏靈社も悉く滅ひさせおはしましけること浅ましけれ、^B皇法盡さんとては、佛法先亡すると云々、されは皇法の末成ぬる先表とそ人申ける、去程に其比入道相國の第二の御娘建礼門院いまた中宮と………（高倉寺本丸括弧内ノ異文アリ）

（三条西本）八日はやくしの日なれとも、なむととなふることもせず、卯月はすいしやくの月なれともへいはくをさゝくる人もなし、あけのたまかきかみさひて、しめなわのみそのこりける、されは、^①ふるき人／＼の申あはれけるは、^Aわうほふのかたふかんとては、ふつはふさきたてはうすといへり」^Bオしなの、^Cせんくわう寺もさんぬる三月十三日にゑんしやうのきこえあり、このによらいと申は、むかし中てんちくひしやりこくに五しゆのあくひやうおこりて、人みんことくほろひし時、ひしやりこくの月かいちやうしや、しやくそんもくれん御心をひと

つとして、ゑんふたんこんにしていうつし給る一ちやくしゆは
のみたの二そん、ゑんふたいたい一のれいさうなり、されは、
ふつほふとうせんのことはりにこたへて、中てんちくにて五百
さい、百さいこくにて一千よねん」^{8ウ}そのゝち、⁽²⁾わかつてうよ
うめいてんわうの御うに、つのくになんはのほりえにして、し
はらくやすらい給しを、おほみの⁽³⁾あつま人ほんたよしみつこ
れを⁽⁴⁾とりたてまつりて、しなのゝくにみのちのこほりにあん
ちしたてまつる、⁽⁵⁾治承のころまでは、すでに五百十よねん也、
⁽⁶⁾かくめてたかりしれいふつれいしやも、この時にあたりて、
ことくほろひさせおはしましけることあさましけれ、さる
ほどに、きかいかしまのる人とも、^{……}
(文禄本ホボ同文。
以下一類ノ「丹波少将等於嶋熊野山崇敬事・康頼入道哥并蘇武
事」ハ三類ハ卷二、屋代・百二十句・覚一・延慶本モ位置ハ異
ナルガ卷二ニアリ)

(延慶本) 又去三月廿四日、信乃善光寺炎上ノ由、其聞ヘアリ。此
如來ト申ハ、昔シ中天竺^金舍離國ニ五種ノ惡病発テ、人庶多ク
亡セシニ、月蓋長者カ祈請ニヨリテ、龍宮城ヨリ閣浮檀金ヲ得
テ、釈尊、阿難長者、心ヲニシテ、模シ顕シ給ヘリシ一擧手
半ノ弥陀ノ三尊、閣浮第一ノ靈像也、仏滅度ノ後、天竺ニ留リ
マシマス事五百歳、仏法東漸ノ理ニテ、百濟國ヘ渡マシ^テ
一千歳ノ後、欽明天皇ノ御宇ニ本朝ニ渡マシ^キ、其後推古
天皇ノ御宇ニ及テ、信乃國水内郡、稚麻統真人本太善光、是ヲ

安置シ奉テヨリ以降五百八十余歳、炎上ノ例、是ソ初ト聞ヘシ、
B 王法傾ムトキハ仏法先滅ト云ヘリ、サレハニヤ、カヤウニサ
シモ止事ナキ靈寺靈山ノ多ク滅ヒヌルハ、王法ノ末ニ臨メル瑞
相ニヤトソ歎アヘル、
十一月十二日、寅時計ヨリ、中宮御産ノ氣渡ラセオワシマスト
テ、^{……}

(覚一本) 八日は薬師の日なれ共、南無と唱ることもせず、卯月は
垂跡の月なれ共、幣帛を捧る人もなし、あけの玉墻かみさひて、
しめなはのみや残らん、

善光寺炎上

其比善光寺炎上の由、其聞あり。彼如來ト申ハ、昔中天竺^金舍衛
國ニ、五種の惡病おこて人庶おほく亡しに、月蓋長者が致請に
よて、龍宮城より閣浮檀金をえて、釈尊、目連、長者、心を一
つにして鑄あらはし給へり、一ちやく手半の弥陀の三尊、閣浮
提第一の靈像也、仏滅度の後、天竺^金にとゝまらせ給事五百余歳
仏法東漸の理にて、百濟國にうつらせ給ひて、一千歳の後、百
濟の御門^齊明王、吾朝の御門欽明天皇の御宇に及て、彼國より
この國へうつらせ給ひて、摂津國難波の浦にして、星霜をく
らせ給ひけり、常は金色の光をばなたせましくければ、これ
によて年号を金光と号す、同三年三月上旬に、信濃國の住人お
うみの本太善光と云者、都へのほりたりけるか、彼如來に逢奉
りたりけるに、やかていさなひまいらせて、ひるは善光、如來

をい奉り、夜は善光、如来におはれたてまで、信濃国へ下り、みのちの郡に安置したてましよりこのかた、星霜既に五百八十歳、炎上の例はこれはしめとそ承る、^B王法づきんとては、仏法まつ亡すと言へり、さればにや、さしもやことなかりつる靈寺靈山のおほくほろひうせぬるは、平家の末になりぬる先表やらんとそ申ける、

康頬祝言

さるほどに、鬼界か島の流入共、露の命草葉のすゑにかゝて、おしむへきとにはあらね共、……

一類本の独自異文（二重傍線部）の多くが説明敷衍である。善光寺炎上の部分が八坂系原型の段階で既にあつたものであり、一類三類それが無関係に延慶本から取り込んだものではないことは、一類三類共通で延慶本乃至覚一本と異なる本文（細点線部①～⑥）があることで知られる。一類本が三類本に比して延慶本と共通する部分（太傍線部）が極めて少ないので、一一①、一一②とは逆の現象だが、三類本が延慶本を参照したためではなく、八坂系原型の成立過程の反映ではないかと思われる。三類本が山門滅亡の末にA「古き人／＼の申あはれけるは、王法傾かんとては佛法先立て亡ず」と云りの一文を置き、それが善光寺炎上の末にB「皇法盡きんとては、佛法先亡する云り、されば皇法の末になりぬる先表とぞ人申ける」の一文と重複し、一類本がBを欠くのがその支証となる。すなわちこれは一類本の様に重複がない形が原型に近いのではなく、

語り本原型が延慶本のように「山門滅亡」と「善光寺炎上」とを王法衰微の前兆と位置付けて記載している本文から記事を抜き出した際に善光寺炎上を切り捨てて末尾のBを残し（屋代本・百二十句本の原型は更にBを切り落とし）てAにしたてあげたが、八坂系原型が善光寺炎上を補った際にBを含む形で取り込んだために重複し、三類本はそのまま、一類本は本文修訂のときにBを切り捨てて重複を避けたという説明が可能なのである。さすれば本論文の第一節で立てた卷一についての仮説二是卷三でも無視できないことになる。

なお、一類本（二類本）は他の諸本が卷二に置く「康頬祝言」「卒都婆流」を「善光寺炎上」の次に移動させている。因みに高倉寺本は卷二末を「祝言」・「卒都婆流」「蘇武」「大納言死去」「彗星」・「年末記事」の順としており、小野本と同じ構成である。

この「善光寺炎上」が屋代本と百二十句本に欠け、八坂系と覚一本にあることを成立過程のうえからどのように考えるか。同様のケースが後に掲げる「無文」の一部にもあり、幾つかの仮説が考えられる。

ア、語り本原型にはあつたが、屋代本・百二十句本共通祖本か、それぞれが別々に削つた。（覚一本の祖本は、この二本の共通祖本とは別の系統の本ということになる。また八坂系本文原型は屋代本・百二十句本共通祖本の存在を考えるならば、それより古い段階から派生したことになる）

イ、屋代本・百二十句本段階では存在せず、八坂系原型で延慶

本のような本文から作られて補われた。覚一本はそれとは別に延慶本から増補した。

覚一本の本文と八坂系の本文とは延慶本に対する共通異文を持たない。従つてここではアともイとも積極的に判断できる根拠がない。

この問題は「無文」を例示した個所で再び問題にする。

一・三類に共通する原型の存在が推測される個所を更に一箇所掲げる。十「頼豪皇子取殺事（頼豪）」冒頭である。

三一②

（加藤家本）抑平家此嚴島の社を信し始られる事は（中略）大明

神あからせ給ぬ、目出度かりし事共也、^A御産多しと^{二五}、^{27ウ}共、后腹の皇子の出来させ給ふ事、先例も希なり、白河院の后京極の大殿の御娘也、主上后腹に皇子あらまほしく思召されければ、其比三井寺に有驗と聞えし實相房阿闍梨頼豪を召て、汝后腹に皇子祈出してまいらせよ、御願成就せば、勧賞は乞によるへしと仰ければ、頼豪^c安き御事にて候とて、三井寺へ帰て、百日肝膽をくたきて祈り奉る、

（文禄本）去程ニ御験者ノ人々ニ、勧賞ヲコナワレケリ、（中略）

覚清僧都ヲ法印ニ挙ル、代々ノ女御、」^{36オ}后ノ^A御産多シトハ申セ共、后腹ノ皇子ノ、出キサセ給事、先例モ、マレナリ、白河院ノ后ハ、京極ノ大殿ノ御ムスメナリ、主上后腹ニ、皇子アラマホシク、思食シケレハ、其比三井寺ニ有驗ト聞ヘシ、實相房阿闍梨頼豪ヲ召シテ、汝后腹ニ、皇子祈出シマイラセヨ、

御願成就セハ、ケンシヤウハ請ニ、ヨルヘシト仰ケレハ、畏テ承リ、三井寺ニ帰テ、壇ヲ立、百日肝膽ヲ碎テ奉祈、（三条西本ほぼ同文）

（屋代本）大政入道加様ニサカヘ給ヘル（玉フ事）ハ、一向嚴島ノ

大明神ノ御計ヒトソ覚タル、（中略）明神拳ラセ給ケリ、不思議ナシ（ナル）事共ナリ、中ニモ^B后腹ノ王子ハアラマホシキ御事也、間近クハ白河院御在位（在位）ノ時、京極大殿ノ御娘、后ニ立セ給テ坐々ケルニ、主上此御腹ニ皇子誕生アラマホシク思食テ（思召レテ）、其比有驗ノ僧ト聞ヘシ三井寺頼豪阿闍梨ヲ被^c召ケリ（召サレ）、汝此后之御腹ニ王子祈出シ奉レ、御願成就セハ、勧賞ハ請ニ依^dヘシト仰ケレハ、頼豪奉テ（承テ）三井寺へ帰り、摧^e肝胆^fテ百日祈申サレタリケレハ、（括弧内は左傍縁部の百二十句本の異文）

（覚一本）抑平家安芸の嚴島を信し始られる事は（中略）大明神あからせ給ぬ、目出たかりし事共也、

頼豪

白河院御在位の時、京極大殿の御むすめ、后にたゞせ給て、兼子の中宮とて、御最愛ありけり、主上此御腹に、皇子御誕生あらまほしうおぼしめし、其比有驗の僧と聞えし、三井寺の頼豪阿闍梨をめして、汝、此后の腹に皇子御誕生、祈申せ、御願成就せば、勧賞はこぶによるへしと仰ける、cやすう候とて、三井寺にかへり、百日肝胆を摧て祈申ければ、

(延慶本) 誠ニ代々ノ后宮余夕渡セオワシマシケレトモ、^A 皇子御誕生ノ例、希ナル事也、^B 后腹ノ皇子ハ尤アラマホシキ御事ナルヘシ、白河院御在位ノ時、六条右大臣顯房ノ御娘ヲ、京極大殿猶子ニシマヒラセサセ給テ入内アリシヲハ、皇后宮賢子ノ中宮ト申シキ、其腹ニ皇子御誕生アラマホシク被思食テ、三井寺実藏房阿闍梨賴豪ト聞シ有驗ノ僧ヲ召テ、皇子御誕生ヲ祈申セ給フ、御願成就セハ勸賞ハ乞ニヨルヘシト、被仰下タリケレハ、賴豪畏テ承ヌトテ、肝胆ヲ推テ祈念申シケル程ニ、

御産の勝事の列举から賴豪に至る記事の順序は諸本次の通りである。⁷

御産の勝事の列举（注（6）参照）						
公卿摘						
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	二	二	1	屋代		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	二	二	1	百廿		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	△九	2	1	加藤		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	▲十三	1	2	三条		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	▲十余	2	1	覚一		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	△十三	2	1	延慶		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	卷四	6	4	3		
不參の公卿の人数△は不參と明示。▲は数の多きを表す	若宮立太子					

一類本が延慶本を含む他本と記事配列を異にしているのだが、「賴豪」冒頭Aの太い傍線部および続く細い傍線部を併せて持つものは「（一）・三類本に共通する。即ち八坂本原型の設定が可能となる。Aは延慶本にあり、それを八坂本原型が継承したのであろうが、屋代本（百二十句本）がAがなくBのみを有するのは八坂本原型と屋代本（百二十句本）との関係を考える上で注目される現象である。

四

この八坂本原型は屋代本（百二十句本）より一段古い構想を保有しているようである。そのことは「無文」（加藤本「小松殿夢見給事」、一類本「小松殿逝去事」の内）の本文で推測できる。同時にこの個所は三類本が一方流本文を混入させている個所でもある。

四一①

(三條西本) こまつとのは、たうけのうんめいのすゑになる事を、かねてさとり給る事あり、「おとゝ、ある時ゆめにへうくたるひろきはまをひんかしへむきてゆけば、とりゐあり、三しまの大みやうしんのとりゐとおほえたる、とりゐのひんかしのわきに、人いく千万といふかすをしらすひしめきける、中に入たうのくひの、たゞいまされたるかとおほしきをもてあつかう、をとゝ、あれはいかにとの給へは、これは平家大しやうの入たうとのゝくひを、三しまの大みやうしんのめしとらせ給

て、伊つのくにのる人、よりもに給るなりと申ける、さて
 はち」^{83オ}の御事にこそとて、たちよりみ給へは、まことに
 ちの御くひなり、あなあさましや、こはいかにしつる事そや
 とて、とりゐのとへいつるとおもひ給へは、その御ゆめさめに
 けり、そのゝちは、よろつ心ほそくあんしつゝけて、うちもま
 とろみ給さりけるに、しんてんのひんかしのつまとを、ほと
 くとたゞくをとのしければ、たれそとくはせらるれば、せの
 をの太郎かねやすか、申へき事候とてまいりて候と申せは、な
 に事そ、ゝれきげとて、人をいたされたり、人つてには」^{83ウ}
 かなふましきよしを申あいた、をとく中もんにいてあはれたり、
 かねやす、御せんちかくまいりて、さゝやき申けるは、かねや
 すこん夜にし八てうとのに御しゆくちきつかまつりて候つるか、
 うちまとろみて候つるに、かゝるゆめをみて候か、あまりのあ
 さましさに、このよしを申さんとて、まいりて候とて、をとく
 の見給つるゆめを、すこしもたかへすかたり申ければ、（文禄
 本ホボ同文）

（加藤家本）天性此大臣はふしき第一の人にておはしけり、縦は去
 四月七日夜の夢に見給けるは、いづく共知ぬ浜路を」^{52オ}はる
 くとあゆみ行給ふ程に、道の邊に大成鳥居のありけるを、あ
 れはいかなる御鳥居やらんと問給へは、春日ノ大明神の御鳥居
 也と申、鳥居のひんかしの脇に入幾千万と云々数を知すひしめ
 きける、中に、入道の頸の只今切たると覚しきをもてあつか
 ふ、大臣、あれはいかにと言へは、平家大政入道殿頸を悪行重
 過し給へるによつて、当社大明神のめしとらせ給たりと申、さ
 ては父の御事にこそとて、立より見」^{52ウ}給へは、誠に父の御
 頸也、あなあさましや、こは如何にしつる事そやとて、鳥井の
 外へ出つると思給へは、其ノ御夢覓にけり、其後は万々心細く案
 しつゝけて打まとろみ給はす、当家は保元平治より已來度々の
 朝敵を平け、勧賞身にあまり、忝も一天の君の御外戚として、
 一族の昇進六十余人、樂みさかへて云斗なし、然共、入道の惡
 行に依て此一門共、既に滅失^{セシム}するに社と、來し方行末の事
 共案し」^{53オ}つゝけて涙をなかしたまふ処に、寝殿の東の妻戸
 をほとくとたゞく音しければ、誰なるらん、あれ聞と言へは、
 妹尾太郎兼康か申へき事候て参て候と申せは、人を出して、何
 事なる覽とありければ、^A人しては叶ましき由を申間、大臣中
 門に出合給ふ、兼康御前近^{アラハ}参て申けるは、只今ふしきの事候
 を、夜の明候か遅^ク覚候間、それを申あけんため参て候、^B御
 前の人をのけられ候へと申ければ、人をはるかにのけて」^{53ウ}
 對面あり、兼康今夜西八条殿に御宿直仕^チ候つるか、打まとろ
 みて候つるに、かゝる夢を見て候かあまりに浅ましさに、此由
 を申さんとて、参りて候とて、大臣の見給ひたりつる夢をすこ
 しもたかへす語り申ければ、（高倉寺本ホボ同文）

※屋代本・百二十句本該當記事ナシ。

（延慶本）抑此大臣ノ熊野參詣ノ由來ヲ尋レハ、夢故トソ聞ヘシ、

去三月三日夜ノ夢ニ、大臣三嶋ト思ハシキ靈験所ヘ詣給へハ、

(覓一本)

詣ハ右、下向スレハ左手ニ、法師ノ頸ヲ切テ、鉄ノクサリヲ以

テ四方ヘツナキタリ、大臣夢心ニ、不思議ノ事哉、加様ノ精進

ノ処ニ、カカル殺生ナムトハ有マシキカナムト思タレハト思食

テ、社ノ方ヘ詣給へハ、衣冠正シキ人々多並居給ヘルニ詣テ、

抑此ハ何ナル人ノ頸候ソト問奉給ケレハ、此ハ、源賴朝カ此御

前ニテ、千日カ間歎申シ事カ余ニ不便ナレハ、汝父大政入道淨

海カ頸ヲ切テツナキタソト被仰セト思食ハ、打驚テ夢サメヌ、

爰ニ源大夫判官季貞、御前近ク参テ申ケルハ、何事ニテ候ヤラ

ム、兼康カ上ニ申入ヘキ子細ノ候トテ参テ候ト申ケレハ、大臣

聞給テ、哀レ、妖尾ハ此夢ヲミタルコサムナレト思食テ、何事

ニテ有ヤラムトテ、大口計ニテ、ツト出給へハ、妖尾御耳ニサ、

ヤキテ、今カ、ル夢ヲミテ候ト、内府ノ御覽シタル夢ニ一字モ

違ハス申タリケレハ、サレハコソト思食テ、コハ不思議カナ、

サレハ平家ノ世ハ早末ニ臨メルニコソ、サテモ命ナカラヘテ、

猥シキ世ヲミム事モ口惜カルヘシ、今ハ後世菩提ノ営ノ外ハ他

事ヤハ有ヘキトテ、熊野參詣ノ為ニ、同四月廿八日ヨリ精進始

テ、第五日ト申ス日、御ハケノ下ニ、夢ニミラレシ様ナル法師

ノ生カウヘアリ。隔子ヲ立タレハ、犬食テ置ヘキ様ナシ、空ヨ

リ鳥ノ食テ落スヘキ方モナシ、是則靈異也トテ、今二日ノ精進

ヲマタスシテ、同五月一日進発シテ、熊野山御參詣ハアリシナ

リ、

無文

天性このおとゝは不思議の人にて、未来の事をもかねてさとり
給けるにや、去四月七日の夢に見給けるこそふしきなれ、たと
へは、いくく共しらぬ浜路を、遙々とあゆみ行給ふ程に、道の
傍に大なる鳥居の有けるを、あれはいかなる鳥居やらんと問給
へは、春日大明神の御鳥居也と申、人多く群集したり、其中に
法師の頸を一さしあけたり、さてあのくひはいかに」と問給へ
は、是は平家太政入道殿、惡行超過し給へるによて、当社大明
神のめしとらせ給て候と申と覚えて、夢うちさめ、当家は保元
平治よりこのかた、度々の朝敵をたひらけて勧賞身にあまり、
かたしけなく一天の君の御外戚として、一族の昇進六十余人、
廿余年のこのかたはたのしみさかへ、申はかりもなかりつるに、
入道の惡行超過せるによて、一門の運命すてにつきんするにこ
そと、こし方行末の事共おほしめしつゝけて、御涙にむせはせ
給ふ、折節妻戸をほとゝと打たゞく、たそ、あれきけとの給
へは、瀬尾大郎兼康かまいて候と申、いかに、何事そとの給
は、只今不思議の事候て、夜の明候はんかをそう覚え候間、申
さんか為にまいて候、御まへの人をのけられ候へと申ければ、
おとゝ人を遙にのけて御対面あり、さて兼康、見たりける夢の
やうを、始より終、くはしう語り申けるか、おとゝの御覽した
りける御夢に、すこしもたかはす、さてこそ瀬尾太郎兼康をは、

神にも通したる者にて有けりと、おとゝも感し給ひけれ、

三類本は一類本の本文（傍線のない部分）に一方系に類似する本文（太破線傍線部）を取り込んで本文を形成している。これが混成本文であることは、A Bと合せて念の入り過ぎた人払え（中門に出た重盛に御前の人人が祇候するとは不思議な状況である）が、A（一類本）B（一方系）という異なったプロットの本文を取り込んで出来上がった結果と説明するのが最も合理的と思われるからである。

而してこの章段は延慶本とは全くの異文であり、かつ、一類本が三島大明神を舞台とし、その崇拜者源頼朝の名も延慶本と共通するところからも、一類本により原初的な形を認めてよいのではないだろうか。

この個所を含め、「無文」全体は先に記した「善光寺炎上」と同じく屋代本・百二十句本に欠け、覚一本にある。ただ「善光寺炎上」の場合と異なり、例示した個所は語り本三本には延慶本に対立する共通の構成が見られ、覚一本が八坂系祖本とは無関係に延慶本から該当記事を取りこんだ可能性はない。されば、もしこの二箇所を同一仮説で説明しようとすれば、本論で提示した仮説アになり、覚一本が八坂系の祖本かそれ以前の段階の語り本原型からこれら二章を取りこんだことになる。アとすると在來の語り本の成立に及ぼす影響は少なくない。この論考はそこまで視野に入れていないので、ここではひとつ仮説として提示するに止める。

なお、加藤家本・高倉寺本の祖本（三類本原型）は右に続く「惟

盛無文太刀給事」（無文の一部）も覚一本の本文を取りこんでいる。その後、一類は「法印問答」（大地震と清盛上洛）の章に続く。三類本は重盛の遺族の歎きと建礼門院右京大夫と重盛北の方の贈答和歌の記事（高橋貞一氏の指摘^⑧によれば、『建礼門院右京大夫集』からの増補）を置いてから「法印問答」へと続く。「法印問答」の部分は一類と三類本文は近縁である。（未完）

注

(1) 「八坂系卷第一の第三類本文に関する一考察——本文分類の一つの手懸りとして——」（『平家物語八坂系諸本の研究』平成九年十月、三井書店刊）

(2) 例えば松尾尊江「平家物語の本文流動——八坂系諸本はどういう現象か——」（國學院雑誌第九十六巻第七号、平成七年七月、のち『軍記物語論究』一九九六年六月、若草書房刊に所収）で、松尾氏は第三類について「或いは、一・二・四・五類のどこにも入れられなかつた諸本が、三類に括されていると考えても當つてゐるかも知れない」と推測している。

(3) 例えば鈴木彰「八坂系『平家物語』第一・一二類本の関係について——研究史の再検討から——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四一輯第二分冊、一九九六年二月）で、鈴木氏は山下宏明氏が屋代本・八坂系第一類本・第二類本の前後関係について卷八の記事構成を類聚化傾向の進展という視座から推測されたことにつき、「右の引用周辺の記述は、第一類本から第二類本へという前提の下でその間の相違（変化）に一解釈を施すに止まるものであり、両類の関係について

証とは言い難い」と、その方法に異議を唱えている。これに先立ち、注(2) 松尾葦江氏の論考で松尾氏が「現存本文のみで成立論に併行して系統を完成させようとするため、相対的な先出性によって祖本と認定したり、文芸的効果の集約を後出性と判定して、それに語りを結びつけるなど、本文批判に「本来レベルを異にする文芸的形象論を混入させたりする例も散見する」と批判している。

(4) 「平家物語の本文流動——八坂系のいわゆる「混合本」をめぐつて——」(『平家物語八坂系諸本の研究』平成九年十月、三弥井書店刊)

42頁。

(5) 注(4)の論考43頁(—45頁)。なお松尾氏は小野文庫本を掲げられ、三類本との類似に注目されているようだが、他個所で同様の類似を必ずしも見せないので、卷三全体を比較して記述していない現段階での意見を保留する。

(6) 前後関係の類似を見せる個所として「中宮御産」の末尾、御産の際の勝事列挙の部分を表にする。

記 事						
法皇の驗者						屋代
七人の陰陽師と時春の珍事						百廿
甑落の失敗						覚一
宗盛不出仕						加藤
入道相国と重盛の態度の対照						三条
	5	4	3	2	1	延慶
	5	4	2	3	1	
	3	4	2	5	1	
	4	5	2	3	1	
	2	3	4	5	1	
	2	3	4	5	1	

一類本と延慶本の記事前後は同じであるが、記事量は「法皇の驗者」など大差がある。

(7) 卷三全体の記事配列を屋代本・覚一本・八坂系一類(二類)について

て章句レベルで比較した表が、千明守「八坂系『平家物語』(第一類・第二類)の本文について」(『平家物語八坂系諸本の研究』所収)104頁に掲載されている。

(8) 「平家物語諸本の研究」一六七頁。

屋代本・覚一本の引用は『屋代本高野本対照平家物語』一、延慶本は『延慶本平家物語本文篇』上に基き、影印本を参照して修訂を加えた。振仮名は原則として省略し、漢字の字体は多く翻刻に従った。句読点は翻刻本に基き、また原文影印・写真に従ったが、百廿句本などは一部私に省略した。